

諮問庁：金融庁長官

諮問日：令和5年1月19日（令和5年（行情）諮問第32号）

答申日：令和6年2月13日（令和5年度（行情）答申第682号）

事件名：行政文書ファイル「特定金融機関（参考資料H30.3.13実施）」につづられた文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定については、別紙の2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年7月26日付け金総政第4593号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるといふものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、資料の内容は省略する。）。

(1) 審査請求書

審査請求人は、令和4年5月27日、処分庁に対して行政文書開示請求（e-Gov文書管理検索結果における「新管理簿／特定金融機関（参考資料）H30.3.13実施」の全文書）申請を実施し、不開示決定通知書により2つの対象文書が存在することが明らかになった。2つの文書は平成30年3月13日を検査実施日とする検査の参考資料一式及び検査関係資料一式であるが、そのすべてが不開示決定されたものである。通常の見査関連資料であれば3不開示とした理由で説明された理由にも合理性を見いだすことができるが、対象の見査は特定金融機関に対し業務改善命令を出す直前に実施された見査であり、多数の不適切な事案・事実が見査されたであろう見査である点を忘れてはならない。

本件不開示決定は当該業務改善命令が発出された背景について国民が「知る権利」を行使したものであるにも関わらず、開示文書が無く法1条に記載されている「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が

全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的」が全く果たされていない。本文書は認可を受けて金融業という規制された業務を行う特定金融機関がその立場に相応しくない不適切な事案が観察されることが予見されるに加え、何故そのような状況に陥ったのか、金融行政が適切に同金融機関を統制できていたのかを国民が知ることに繋がる大変重要な資料である。しかしながら、本件の不開示決定はその意義を真っ向から否定するものである。

更に、本件資料が関連する行政処分は、①多数の自己破産者や自殺者を生み出した社会問題である点、②業務改善命令は発出されて既に4年超が経過したにも関わらず、未だ改善命令が解除されていない点も特筆すべき事項である。本件行政開示請求文書は、今もなお続く社会問題についての説明責任を問う請求であることを踏まえ、法7条も参照した上で特段の配慮をご検討願いたい。少なくとも全部不開示や全面黒塗りの一部開示などという「真摯さが欠如した」決定が下されないことを切に願う。

(2) 意見書

本件と同時に審査がなされる令和5年(行情)諮問第31号を参照と基本的な内容は同様であるため、そちらを参照頂きたい。本件においては「一体不可分」の資料のため全部非開示となる旨の説明が金融庁の理由説明書(下記第3を指す。)においてなされたが、部分開示が本当にできないものであるか否かについては諮問を受ける金融庁以外の誰の目を経していない。本件が安易な「全部不開示」では無いことについては本件審査会などの第三者の目を経たうえで判断されるべき事項であると考ええる。本件の特殊性を勘案すれば、金融庁のみの主張で原処分は妥当であるとするのは適切でないと考ええる。個人情報や真に開示が不可であるものについては不開示とし、それ以外は原則全面開示とすることが適切であると考ええる。

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、令和4年5月26日付け(同月27日受付)で、処分庁に対して行った行政文書開示請求(以下「本件開示請求」という。なお、本件開示請求は法10条2項に基づき、開示決定等の期限が同年7月26日まで延長された。)に関し、処分庁が、原処分をしたところ、これに対し審査請求(以下「本件審査請求」という。)があったが、以下のとおり、原処分を維持すべきものと思料する。

1 本件開示請求に係る行政文書について

本件開示請求に係る行政文書(以下「本件請求文書」という。)は、「e-Gov文書管理検索結果における「新管理簿/特定金融機関(参考

資料H30.3.13実施)」の全文書」である。

2 原処分について

(1) 原処分の概要

処分庁は、本件請求文書として本件対象文書を特定し、法5条2号イ、5号並びに6号柱書き及びイに該当するものとして、その全部を不開示とする旨の決定を行った。

(2) 本件審査請求に係る不開示理由について

原処分が本件対象文書の全部を不開示とした理由は、以下のとおりである。

本件開示請求は、個別金融機関に対する検査に関する参考資料一式(本件対象文書)の開示を求めるものである。

当該文書には、金融機関の経営・内部管理等に係る情報及びその取引先に係る情報が記載されているため、これを公にした場合、金融機関の内部管理態勢等が明らかになるなど、当該金融機関等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法5条2号イの不開示情報に該当する。

また、当局内部における検討又は協議に関する情報も記載されており、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、法5条5号の不開示情報に該当する。

さらに、こうした情報は、検査の着眼点や検査の手法等、検査方法に係る情報が記載されている検査情報の一部であり、通常公表されることのない情報である。当該情報を公にすることにより、検査において違法又は不当な行為の発見を困難にし、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

検査は被検査金融機関の協力を得て行うものであるところ、これらの情報は、それを公にすることになれば、今後は同様の情報が開示されることを憂慮して本件被検査金融機関を始めとする金融庁の所管業者の対応が非協力的になるなど、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にし、検査事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書き及びイの不開示情報に該当する。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求の趣旨

上記第2の1のとおり。

(2) 審査請求の理由

上記第2の2(1)のとおり。

4 原処分の妥当性について

(1) 立入検査について

一般論として、金融機関に対する立入検査は、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときに、金融機関の営業所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとされている。

また、特定業法は、金融機関に対する検査に関して、検査担当部局に対し、刑事手続における強制捜査のような書類の押収権等を付与しておらず、かつ、正当な理由がなく検査拒否等をした者に対して罰則を設けることにより、間接的に検査の受忍を強制しようとしたにすぎない。

この点、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（令和4年12月）・別紙2「立入検査の基本的手続」においても、立入検査は、モニタリングを実施する上での一手段である一方、被検査金融機関に大きな負担等をもたらすおそれがあるので、被検査金融機関の理解と協力があって実施できるものとしているところである（上記監督指針184頁）。

このような理解を前提として、被検査金融機関に対する検査及びこれに付随する事務の内容については、被検査金融機関の経営管理態勢等の検証の着眼点、手法及び結果のほか、検査で把握された経営上の機密・ノウハウ、被検査金融機関とその取引先との関係の程度など、検査及びこれに付随する事務の内容が公となれば、「①被検査金融機関やその取引先の権利、競争上の地位やその正当な利益を害するおそれがある。②将来の検査一般において、正確な事実の把握を困難にするなど、検査の実効性を損ねるおそれがある。③被検査金融機関に多大な影響を及ぼすのみならず、金融情勢全般に不測の影響を与えるおそれがあり、金融システム全体の安定性が確保されないおそれがある。」（上記監督指針189頁）として、原則不開示としている。

(2) 本件対象文書について

本件開示請求は、平成30年3月13日を検査実施日として行われた特定金融機関に対する検査（以下「本件検査」という。）に関する参考資料の一式について開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定した上で、その全部を不開示とした。

文書1は、本件検査において、立入検査の過程で特定金融機関から任意の提出を受けた資料や、検査官からの質問や確認を受けて、特定金融機関が任意に回答した内容、また、検査官が作成した立入検査の検証結果に関する記録等で構成された文書である。

文書2は、特定金融機関への検査に関する参考資料として、本件検査以前に作成された調査資料や、本件検査以前に特定金融機関から任意で

提出を受けた資料等で構成された文書である。

以下、本件対象文書に係る不開示事由該当性について、該当条項ごとに検討する。

(3) 不開示事由該当性について

ア 法5条2号イ該当性

文書1及び文書2のいずれも、特定金融機関と取引先法人等との間のやり取りに関する情報が記載されており、その中身は、経営・内部管理等に係る情報である。当該情報が公にされ、不特定多数人の知るところとなれば、金融機関及び取引先法人等の経営・内部管理態勢等が明らかとなり、いわれなき憶測を招いたり、経営管理上のノウハウ等の詳細が競合する他の金融機関や法人等の知るところとなったりするなど、当該金融機関及び取引先法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、文書1及び文書2は、法5条2号イの不開示情報に該当する。

イ 法5条5号該当性

文書1及び文書2のいずれも、金融機関に対する検査の結果作成される、被検査金融機関に対する検査結果通知書とは異なり、本件検査又は本件検査以前に行われた調査等についての、当局内部における検討又は協議に関する情報が記載されているところ、検査官が検査途中で得た心証を記載したものや、検査の結果、最終的には問題ないと判断された内容等も含まれる。このような検査過程の途中段階での文書を公にすれば、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

よって、文書1及び文書2は、法5条5号の不開示情報に該当する。

ウ 法5条6号柱書き及びイ該当性

文書1については本件検査において作成又は入手した資料、文書2については、本件検査以前に作成又は取得した資料であるが、いずれも検査の着眼点や検査の手法等、検査方法に係る情報が記載されている検査情報の一部であり通常公表されることのない情報である。

当該情報が公にされると、今後、検査が実施されるであろう他の金融機関において、検査の着眼点や検査の手法等を具体的に把握・分析することが可能となり、問題点等の発覚を不正に免れるための措置を講じられることになりかねず、検査に係る事務に関し、違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれが認められる。

また、前記のとおり、金融機関に対する検査は、法令に定められた権限の行使ではあるものの、直接的・物理的な強制力を伴うものではなく、被検査金融機関から任意の協力を得る必要がある。金融機

関に対する検査に当たっては、被検査金融機関の経営内容等の詳細や当該金融機関の取引先の事業等に関する情報を取得することが必要不可欠であるところ、かかる情報は金融機関にとって秘匿要請の極めて高いものであり、当該情報が公にされることとなれば、当該金融機関は、今後、検査に非協力的、消極的な対応をとるに至り、その結果、実効的な検査を実施することが困難となることから、検査当局による正確な事実の把握が困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあり、また、検査事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、文書1及び文書2は、法5条6号柱書き及びイの不開示情報に該当する。

(4) 法6条に基づく部分開示の要否について

文書1及び文書2には、金融機関に対する検査の結果作成される、被検査金融機関に対する検査結果通知書は含まれておらず、その全てが前記(3)イに記載する検査過程の途中段階での文書といえ、その全体が不開示事由に該当する。

また、文書1及び文書2に記載されている全ての情報は、お互いに密接に関連しており、全体として一つのまとまった内容をなすものであって、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して取り除くことはできないことから、法6条に基づく部分開示を行うことはできない。

(5) 法7条に基づく裁量的開示の要否について

審査請求人は、審査請求書において「法7条も参照した上で特段の配慮をご検討願いたい。」などと記載していることから、公益上の必要性による裁量的開示を求めているものと解される。

法7条に基づく裁量的開示は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、行政機関の長が公益上特に必要と認めるときは、これを開示することができるとするものである。その判断は、当該不開示情報を公にすることに、不開示とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があると認められるかどうかによって行われる。

本件についてみると、審査請求人は、本件対象文書が特定金融機関に対して業務改善命令を出す直前に実施された検査に関する文書であるなどとし、開示の必要性を述べている。しかしながら、本件対象文書の不開示情報該当性及びこれらを公にした場合の影響については前記(3)に記載のとおりであり、また、審査請求人が述べる特定金融機関に対する業務改善命令については、当局が必要と認める範囲で金融庁ウェブサイトにおいて公開されており、既に社会に対して広く情報提供がなされていると考えられる。

したがって、本件不開示情報を開示することに、これを不開示とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められない。

5 審査請求人の主張に対する反論について

審査請求人は前記第2の2(1)のとおり、原処分に対する不服を述べるが、本件対象文書が不開示事由に該当し、法6条による部分開示をすることはできず、また法7条による裁量的開示の必要性も認められないことについては、前記4(3)ないし(5)に記載のとおりであるから、審査請求人の主張は結論を左右するものではない。

6 結語

よって、審査請求人の主張は理由がなく、原処分は妥当であるから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年1月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月9日 審議
- ④ 同月24日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 令和6年1月22日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年2月5日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その全部を、法5条2号イ、5号並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の不開示情報該当性について

(1) 別紙の2に掲げる部分について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、本件対象文書には、特定金融機関に対する検査結果通知書、検査結果報告書及び検査報告書配付簿が含まれており、それらのうち別紙の2に掲げる部分は、別件諮問事件(令和5年(行情)諮問第31号)における原処分において開示された部分又は上記別件諮問事件の答申(令和5年度(行情)答申第173号)において当審査会が開示すべきとした情報と同旨であると認められる。

これらを前提に検討するに、当該部分を公にしても、金融機関及び取引先法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれや率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められず、また、検査に係る事務に関し、違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イ、5号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

当該部分には、特定金融機関と取引先法人等とのやり取りに関する情報、金融庁内部における検討又は協議に関する情報及び検査等において作成した情報又は特定金融機関から入手した情報などが記載されていると認められる。

これを検討するに、当該部分を公にした場合、今後、検査が実施される他の金融機関において、検査の着眼点や検査の手法等を具体的に把握・分析することが可能となり、問題点等の発覚を不正に免れるための措置を講じられることになりかねず、検査に係る事務に関し、違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるとする上記第3の4

(3) ウの諮問庁の説明は、特段不自然、不合理であるとはいえない。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同条2号イ、5号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件対象文書について、「本件行政開示請求文書は、今もなお続く社会問題についての説明責任を問う請求であることを踏まえ、法7条も参照した上で特段の配慮をご検討願いたい。」と主張し、法7条の規定による裁量的開示を求めるものの、本件対象文書は、上記2(2)のとおり法5条6号イに該当し不開示とすべきものであり、これらを公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があるとまでは認められないので、この点についての審査請求人の主張は採用できない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条2号イ、5号並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、別紙の2に掲げる部分を除く部分は、同条6号イに該当すると認められるので、同条2号イ、5号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙の2に掲げる部分は、同条2号イ、5号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫, 委員 田村達久, 委員 野田 崇

別紙

1 本件対象文書

文書1 「特定金融機関（参考資料H30.3.13実施）」に編綴された平成30年3月13日を検査実施日とする検査に関する参考資料一式

文書2 「特定金融機関（参考資料H30.3.13実施）」に編綴された特定金融機関に対する検査関係資料一式

2 開示すべき部分

文書1のうち、DVDに記録された次の部分

（注）枚数、行数及び文字数は、DVDに記録されたデータをそのままA4用紙に打ち出したものによる。

行数については、空白の行、罫線、枠線及び図表は数えない。

文字数については、句読点、記号及び半角文字も1文字と数え、空白部分は数えない。

【Disk①（DVD-RW1）】

(1) 「【SET版】通知文書表紙」との表題の下に記録された部分全部

(2) 「【SET版】検査結果通知（最終）」との表題の下に記録された部分のうち次の部分

ア 1枚目の1行目ないし6行目（4行目12文字目ないし22文字目を除く）及び36行目

イ 2枚目の3行目4文字目及び5文字目、4行目2文字目ないし7文字目、19行目8文字目ないし20文字目、28行目5文字目ないし20文字目、29行目24文字目ないし31文字目並びに38行目

ウ 3枚目の1行目23文字目ないし31文字目、2行目1文字目ないし7文字目、5行目2文字目ないし5文字目及び7文字目ないし16文字目、10行目8文字目ないし11文字目、13文字目及び14文字目、12行目26文字目ないし32文字目、13行目1文字目ないし29文字目、14行目5文字目ないし15文字目、21行目4文字目ないし7文字目、9文字目ないし23文字目及び26文字目ないし31文字目、22行目1文字目及び2文字目、26行目13文字目ないし23文字目、27行目18文字目ないし26文字目並びに36行目

エ 13枚目の18行目4文字目ないし9文字目及び37行目

オ 14枚目の20行目6文字目ないし31文字目、21行目、22行目、23行目1文字目及び39行目

カ 18枚目の1行目4文字目ないし12文字目、15行目8文字目ないし23文字目、17行目31文字目、18行目1文字目ないし10文字

- 目, 19行目5文字目ないし25文字目及び40行目
- キ 19枚目の27行目3文字目ないし9文字目, 28行目4文字目ないし11文字目及び36行目
- ク 20枚目の2行目20文字目ないし32文字目, 3行目, 4行目, 5行目1文字目ないし9文字目, 15行目23文字目ないし32文字目, 16行目, 20行目15文字目ないし20文字目, 21行目1文字目ないし7文字目, 11文字目ないし14文字目, 17文字目ないし21文字目及び25文字目ないし35文字目, 22行目1文字目ないし11文字目及び16文字目ないし30文字目, 24行目26文字目ないし32文字目, 25行目, 26行目1文字目ないし7文字目及び19文字目ないし32文字目, 27行目並びに39行目
- ケ 21枚目の7行目10文字目ないし20文字目及び23文字目ないし34文字目, 8行目, 9行目1文字目ないし30文字目, 33文字目及び34文字目, 10行目, 11行目1文字目ないし24文字目及び27文字目ないし33文字目並びに41行目
- コ 22枚目の1行目4文字目ないし21文字目及び9行目
- サ 23枚目の7行目24文字目ないし32文字目, 9行目4文字目ないし29文字目, 10行目18文字目ないし32文字目, 21行目3文字目ないし32文字目, 22行目, 23行目及び39行目
- シ 24枚目の22行目4文字目ないし17文字目及び36行目
- ス 25枚目の2行目4文字目ないし34文字目, 3行目及び38行目
- セ 26枚目の10行目4文字目ないし13文字目及び38行目
- ソ 28枚目の24行目4文字目ないし29文字目, 25行目1文字目ないし5文字目, 28行目20文字目ないし32文字目及び37行目
- タ 29枚目の1行目1文字目ないし7文字目及び16文字目ないし33文字目, 2行目1文字目ないし14文字目, 17文字目ないし23文字目及び30文字目ないし33文字目, 3行目, 4行目1文字目ないし4文字目, 5行目3文字目ないし8文字目並びに38行目
- チ 30枚目の26行目17文字目ないし30文字目, 27行目4文字目ないし18文字目, 28行目12文字目ないし22文字目及び25文字目ないし29文字目, 36行目23文字目ないし29文字目並びに37行目
- ツ 31枚目の1行目24文字目ないし32文字目, 2行目及び37行目
- テ 35枚目の25行目3文字目ないし11文字目, 26行目4文字目ないし14文字目及び34行目
- ト 36枚目の10行目, 11行目, 23行目13文字目ないし33文字目, 24行目1文字目ないし11文字目及び30文字目ないし33文字目, 25行目並びに35行目

- ナ 37枚目の29行目4文字目ないし10文字目及び37行目
- ニ 38枚目の1行目22文字目ないし33文字目, 2行目1文字目ないし8文字目, 16文字目ないし19文字目及び25文字目ないし32文字目, 3行目1文字目ないし27文字目, 4行目4文字目ないし10文字目, 5行目4文字目ないし28文字目, 6行目17文字目ないし23文字目, 7行目23文字目ないし32文字目, 8行目1文字目ないし29文字目, 11行目1文字目ないし10文字目及び14文字目ないし31文字目, 12行目1文字目ないし4文字目, 15文字目ないし30文字目及び34文字目, 13行目並びに40行目
- ヌ 44枚目の2行目4文字目ないし14文字目, 7行目26文字目ないし32文字目, 8行目, 9行目, 10行目2文字目ないし7文字目, 15行目31文字目及び32文字目, 16行目1文字目, 19文字目ないし27文字目及び33文字目, 17行目, 18行目3文字目ないし16文字目, 19行目14文字目ないし30文字目, 21行目4文字目ないし20文字目, 22行目29文字目ないし31文字目, 23行目, 24行目並びに34行目
- ネ 45枚目の3行目3文字目ないし7文字目, 7行目7文字目, 8文字目, 14文字目, 15文字目及び19文字目ないし32文字目, 8行目1文字目ないし12文字目及び16文字目ないし20文字目, 9行目18文字目ないし31文字目, 10行目1文字目ないし7文字目及び10文字目ないし31文字目, 11行目1文字目, 2文字目, 5文字目ないし16文字目及び22文字目ないし27文字目, 20行目2文字目ないし12文字目並びに39行目
- ノ 47枚目の24行目3文字目ないし17文字目, 25行目12文字目ないし24文字目, 26行目6文字目ないし18文字目及び27文字目ないし32文字目, 27行目1文字目ないし8文字目並びに37行目
- ハ 48枚目の2行目19文字目ないし27文字目, 3行目21文字目及び22文字目, 4行目16文字目ないし33文字目, 5行目1文字目ないし3文字目, 7行目6文字目ないし30文字目, 8行目1文字目ないし11文字目及び15文字目ないし21文字目, 11行目13文字目ないし22文字目, 14行目30文字目及び31文字目, 15行目1文字目ないし5文字目, 16行目20文字目ないし31文字目, 17行目1文字目ないし9文字目, 18行目25文字目ないし31文字目, 19行目1文字目ないし6文字目, 20行目14文字目ないし20文字目並びに39行目
- ヒ 49枚目の10行目3文字目ないし9文字目, 11行目4文字目ないし13文字目, 12行目2文字目ないし5文字目及び40行目
- フ 50枚目の11行目5文字目ないし26文字目, 13行目19文字目

- ないし26文字目, 16行目26文字目ないし30文字目, 17行目6文字目ないし16文字目及び40行目
- へ 58枚目の3行目4文字目ないし7文字目, 4行目14文字目ないし18文字目, 10行目1文字目ないし23文字目, 11行目22文字目ないし33文字目, 12行目, 13行目1文字目ないし11文字目及び34行目
- ほ 60枚目の25行目7文字目ないし13文字目及び17文字目ないし20文字目並びに37行目
- ま 61枚目の12行目2文字目ないし19文字目, 13行目1文字目ないし4文字目及び17文字目ないし32文字目, 14行目1文字目ないし3文字目, 15行目9文字目ないし14文字目及び18文字目ないし26文字目, 16行目19文字目ないし31文字目, 17行目1文字目及び5文字目ないし21文字目並びに42行目
- み 62枚目の10行目22文字目ないし34文字目, 11行目及び40行目
- む 63枚目の5行目6文字目ないし18文字目及び32文字目, 6行目, 8行目12文字目ないし32文字目, 9行目1文字目ないし17文字目及び21文字目ないし31文字目, 10行目1文字目ないし4文字目及び8文字目, 11行目2文字目ないし9文字目及び18文字目ないし22文字目並びに19行目
- め 64枚目の3行目8文字目ないし14文字目及び22文字目ないし31文字目, 4行目1文字目ないし23文字目, 6行目4文字目ないし6文字目及び16文字目ないし30文字目, 7行目, 8行目, 9行目1文字目, 2文字目及び7文字目ないし31文字目, 10行目並びに19行目
- も 68枚目の1行目12文字目ないし24文字目, 2行目21文字目ないし32文字目, 3行目1文字目ないし3文字目及び10文字目ないし18文字目, 4行目18文字目ないし34文字目, 5行目1文字目ないし13文字目, 8行目18文字目ないし20文字目及び23文字目ないし33文字目, 9行目, 10行目1文字目ないし7文字目及び17文字目ないし29文字目並びに21行目
- (3) 「N○2__検査結果報告書(表紙)」との表題の下に記録された部分のうち次の部分
- 1行目ないし3行目, 23行目1文字目ないし6文字目, 24行目1文字目ないし24文字目, 25行目1文字目ないし17文字目, 27行目1文字目ないし24文字目, 28行目及び29行目
- (4) 「N○3__検査結果報告書(目次)」との表題の下に記録された部分のうち次の部分

ア 1枚目の1行目, 5行目4文字目及び5文字目, 12行目4文字目ないし9文字目, 14行目4文字目ないし12文字目, 15行目3文字目ないし9文字目, 16行目4文字目ないし11文字目, 17行目4文字目ないし21文字目, 18行目4文字目ないし17文字目, 19行目4文字目ないし39文字目(折り返し部分も含め1行とする), 20行目4文字目ないし13文字目並びに24行目4文字目ないし29文字目

イ 2枚目の2行目3文字目ないし11文字目, 3行目4文字目ないし14文字目, 5行目4文字目ないし10文字目, 8行目4文字目ないし14文字目, 9行目3文字目ないし9文字目, 10行目4文字目ないし13文字目, 15行目4文字目ないし7文字目, 17行目7文字目ないし17文字目, 18行目12文字目ないし24文字目及び19行目21文字目ないし32文字目

(5) 「No 4__検査結果報告書(本体)」との表題の下に記録された部分のうち次の部分

ア 3枚目の24行目4文字目及び5文字目, 25行目2文字目ないし7文字目, 36行目29文字目ないし41文字目並びに40行目

イ 4枚目の6行目5文字目ないし20文字目, 7行目13文字目ないし20文字目, 8行目1文字目ないし16文字目, 10行目2文字目ないし5文字目及び7文字目ないし16文字目, 14行目8文字目ないし11文字目, 13文字目及び14文字目, 16行目4文字目ないし39文字目, 17行目2文字目ないし12文字目, 22行目4文字目ないし7文字目, 9文字目ないし23文字目及び26文字目ないし37文字目, 26行目13文字目ないし23文字目, 27行目6文字目ないし14文字目並びに39行目

ウ 15枚目の32行目4文字目ないし9文字目及び41行目

エ 16枚目の17行目6文字目ないし43文字目, 18行目, 19行目1文字目ないし11文字目及び34行目

オ 22枚目の7行目4文字目ないし12文字目, 18行目27文字目ないし42文字目, 20行目31文字目ないし41文字目, 21行目28文字目ないし44文字目, 22行目及び41行目

カ 25枚目の1行目3文字目ないし9文字目, 2行目4文字目ないし11文字目, 8行目9文字目ないし43文字目, 9行目, 10行目1文字目ないし9文字目, 19行目2文字目ないし21文字目, 22行目25文字目ないし30文字目, 23行目1文字目ないし6文字目, 10文字目ないし13文字目, 18文字目ないし22文字目及び26文字目ないし46文字目, 24行目1文字目及び6文字目ないし21文字目, 25行目39文字目ないし42文字目, 26行目1文字目ないし42文字目, 27行目11文字目ないし42文字目, 28行目並びに40行目

- キ 26枚目の4行目43文字目ないし45文字目, 5行目1文字目ないし8文字目, 11文字目ないし13文字目及び18文字目ないし43文字目, 6行目1文字目ないし41文字目, 46文字目及び47文字目, 7行目, 8行目1文字目ないし13文字目及び18文字目ないし24文字目並びに33行目
- ク 29枚目の3行目4文字目ないし21文字目, 12行目3文字目ないし11文字目, 13行目5文字目ないし30文字目, 14行目8文字目ないし22文字目, 22行目27文字目ないし42文字目, 23行目及び38行目
- ケ 31枚目の20行目4文字目ないし17文字目及び39行目
- コ 32枚目の4行目4文字目ないし39文字目及び42行目
- サ 33枚目の35行目4文字目ないし13文字目及び39行目
- シ 39枚目の4行目4文字目ないし29文字目, 5行目1文字目ないし5文字目, 8行目9文字目ないし28文字目及び37文字目ないし44文字目, 9行目1文字目ないし26文字目, 31文字目ないし37文字目, 44文字目及び45文字目, 10行目1文字目ないし38文字目, 11行目26文字目ないし31文字目並びに40行目
- ス 40枚目の21行目6文字目ないし19文字目及び24文字目ないし38文字目, 22行目19文字目ないし29文字目及び34文字目ないし38文字目, 24行目5文字目ないし27文字目, 37行目25文字目ないし31文字目並びに41行目
- セ 46枚目の1行目3文字目ないし11文字目, 2行目4文字目ないし14文字目, 12行目14文字目ないし42文字目, 13行目, 23行目4文字目ないし15文字目及び21文字目ないし40文字目, 24行目17文字目ないし42文字目, 25行目並びに41行目
- ソ 49枚目の30行目4文字目ないし10文字目, 32行目9文字目ないし28文字目及び36文字目ないし39文字目, 33行目3文字目ないし36文字目, 34行目1文字目ないし7文字目及び38文字目ないし49文字目, 35行目1文字目ないし13文字目及び35文字目ないし41文字目, 36行目30文字目ないし42文字目並びに40行目
- タ 50枚目の1行目1文字目ないし26文字目及び44行目
- チ 56枚目の17行目4文字目ないし14文字目, 21行目25文字目ないし42文字目, 22行目, 23行目2文字目ないし7文字目, 28行目20文字目ないし22文字目及び40文字目ないし44文字目, 29行目1文字目ないし4文字目及び10文字目ないし23文字目, 30行目3文字目ないし16文字目並びに38行目
- ツ 57枚目の1行目14文字目ないし30文字目, 2行目23文字目ないし39文字目, 3行目35文字目ないし43文字目, 4行目, 5行目,

2 2 行目 3 文字目ないし 7 文字目, 2 6 行目 7 文字目, 8 文字目, 1 4 文字目, 1 5 文字目及び 2 1 文字目ないし 4 4 文字目, 2 7 行目 1 文字目, 2 文字目, 9 文字目ないし 1 2 文字目及び 4 7 文字目ないし 5 0 文字目, 2 8 行目 1 文字目ないし 1 7 文字目及び 2 0 文字目ないし 4 3 文字目, 2 9 行目 3 文字目ないし 1 4 文字目及び 2 2 文字目ないし 2 7 文字目並びに 3 9 行目

テ 5 8 枚目の 4 行目 2 文字目ないし 1 2 文字目及び 4 1 行目

ト 5 9 枚目の 2 2 行目 3 文字目ないし 1 7 文字目, 2 3 行目 1 2 文字目ないし 2 4 文字目及び 3 9 文字目ないし 4 4 文字目, 2 4 行目 1 文字目ないし 7 文字目及び 1 6 文字目ないし 2 9 文字目, 2 7 行目 9 文字目ないし 1 7 文字目及び 4 2 文字目, 2 8 行目 1 文字目及び 2 9 文字目ないし 4 7 文字目, 2 9 行目 1 文字目及び 2 文字目並びに 4 2 行目

ナ 6 0 枚目の 1 行目 6 文字目ないし 4 1 文字目, 2 行目 6 文字目ないし 1 2 文字目, 4 行目 1 3 文字目ないし 2 2 文字目, 7 行目 1 1 文字目ないし 1 7 文字目, 8 行目 2 2 文字目ないし 4 2 文字目, 1 0 行目 2 文字目ないし 1 4 文字目, 1 1 行目 1 3 文字目ないし 1 9 文字目並びに 3 5 行目

ニ 6 1 枚目の 1 行目 3 文字目ないし 9 文字目, 2 行目 4 文字目ないし 1 3 文字目, 3 行目 2 文字目ないし 5 文字目, 2 3 行目 5 文字目ないし 2 6 文字目及び 4 4 行目

ヌ 6 2 枚目の 1 行目 4 4 文字目ないし 4 6 文字目, 2 行目 1 文字目ないし 5 文字目, 4 行目 1 3 文字目ないし 1 7 文字目及び 2 5 文字目ないし 3 5 文字目並びに 4 2 行目

ネ 7 0 枚目の 1 9 行目 4 文字目ないし 7 文字目, 2 0 行目 1 4 文字目ないし 1 8 文字目, 2 4 行目 1 4 文字目ないし 3 6 文字目, 2 5 行目 2 3 文字目ないし 4 3 文字目, 2 6 行目 1 文字目ないし 3 4 文字目及び 4 0 行目

ノ 7 3 枚目の 4 行目 7 文字目ないし 1 3 文字目及び 1 9 文字目ないし 2 2 文字目, 1 8 行目 2 文字目ないし 1 9 文字目, 1 9 行目 1 文字目ないし 4 文字目及び 1 7 文字目ないし 3 5 文字目, 2 0 行目 3 3 文字目ないし 3 8 文字目及び 4 4 文字目ないし 4 9 文字目, 2 1 行目 1 文字目ないし 3 文字目及び 3 0 文字目ないし 4 1 文字目, 2 2 行目 1 文字目, 2 文字目及び 9 文字目ないし 2 4 文字目並びに 4 3 行目

ハ 7 4 枚目の 1 0 行目 8 文字目ないし 3 3 文字目, 2 6 行目 3 8 文字目ないし 4 2 文字目, 2 7 行目 1 文字目ないし 8 文字目及び 2 2 文字目ないし 3 8 文字目, 2 9 行目 1 文字目ないし 3 8 文字目及び 4 2 文字目並びに 4 4 行目

ヒ 7 5 枚目の 1 行目 1 文字目ないし 1 4 文字目, 2 行目 2 文字目ないし

9文字目及び18文字目ないし22文字目並びに7行目

フ 76枚目の2行目28文字目ないし34文字目, 42文字目及び43文字目, 3行目1文字目ないし31文字目, 5行目4文字目ないし6文字目及び16文字目ないし40文字目, 6行目, 7行目1文字目ないし13文字目及び18文字目ないし42文字目, 8行目並びに32行目

へ 80枚目の1行目12文字目ないし24文字目, 2行目21文字目ないし32文字目, 3行目1文字目ないし3文字目及び10文字目ないし18文字目, 4行目7文字目ないし36文字目, 7行目13文字目ないし15文字目及び18文字目ないし44文字目, 8行目1文字目ないし23文字目及び33文字目ないし43文字目, 9行目1文字目及び2文字目並びに39行目

(6) 「30. 7. 10 No. 1 報告書表紙」との表題の下に記録された部分のうち次の部分

1行目ないし3行目, 19行目1文字目ないし6文字目, 20行目1文字目ないし24文字目, 21行目1文字目ないし17文字目, 22行目1文字目ないし24文字目, 23行目及び24行目

(7) 「30. 7. 10 中間報告(目次)」との表題の下に記録された部分のうち次の部分

ア 1枚目の1行目, 5行目4文字目及び5文字目, 12行目4文字目ないし9文字目, 14行目4文字目ないし12文字目, 15行目3文字目ないし9文字目, 16行目4文字目ないし11文字目, 17行目4文字目ないし21文字目, 18行目4文字目ないし18文字目, 19行目4文字目ないし34文字目, 20行目4文字目ないし13文字目, 23行目3文字目ないし8文字目並びに24行目4文字目ないし29文字目

イ 2枚目の1行目3文字目ないし11文字目, 2行目4文字目ないし14文字目, 4行目4文字目ないし10文字目, 7行目3文字目ないし9文字目, 8行目4文字目ないし13文字目, 13行目4文字目ないし7文字目, 15行目12文字目ないし24文字目及び16行目21文字目ないし32文字目

(8) 「30. 7. 10 中間報告」との表題の下に記録された部分のうち次の部分

ア 3枚目の26行目4文字目及び5文字目, 27行目2文字目ないし7文字目, 38行目29文字目ないし41文字目並びに41行目

イ 4枚目の7行目5文字目ないし20文字目, 8行目13文字目ないし20文字目, 9行目1文字目ないし9文字目及び11文字目ないし17文字目, 11行目2文字目ないし5文字目及び7文字目ないし16文字目, 15行目8文字目ないし11文字目, 13文字目及び14文字目, 17行目4文字目ないし39文字目, 18行目2文字目ないし12文字目

- 目、 2 3 行目 4 文字目ないし 7 文字目、 9 文字目ないし 2 3 文字目及び
2 6 文字目ないし 3 7 文字目、 2 7 行目 1 3 文字目ないし 2 3 文字目、
2 8 行目 6 文字目ないし 1 4 文字目並びに 3 8 行目
- ウ 1 3 枚目の 2 5 行目 4 文字目ないし 9 文字目及び 4 2 行目
- エ 1 4 枚目の 1 3 行目 6 文字目ないし 4 3 文字目、 1 4 行目、 1 5 行目
1 文字目ないし 1 1 文字目及び 2 9 行目
- オ 2 0 枚目の 1 行目 4 文字目ないし 1 2 文字目、 1 2 行目 2 7 文字目な
いし 4 2 文字目、 1 4 行目 3 1 文字目ないし 4 1 文字目、 1 5 行目 2 8
文字目ないし 4 4 文字目、 1 6 行目及び 4 3 行目
- カ 2 2 枚目の 2 1 行目 3 文字目ないし 9 文字目、 2 2 行目 4 文字目ない
し 1 1 文字目、 2 8 行目 9 文字目ないし 4 3 文字目、 2 9 行目、 3 0 行
目 1 文字目ないし 8 文字目及び 3 8 行目
- キ 2 3 枚目の 5 行目 2 文字目ないし 2 1 文字目、 8 行目 2 5 文字目ない
し 3 0 文字目、 9 行目 1 文字目ないし 6 文字目、 1 0 文字目ないし 1 3
文字目、 1 8 文字目ないし 2 2 文字目及び 2 6 文字目ないし 4 6 文字目、
1 0 行目 1 文字目及び 6 文字目ないし 2 1 文字目、 1 1 行目 3 9 文字目
ないし 4 2 文字目、 1 2 行目 1 文字目ないし 4 2 文字目、 1 3 行目 1 1
文字目ないし 4 2 文字目、 1 4 行目、 2 4 行目 4 文字目ないし 1 9 文字
目及び 2 4 文字目ないし 4 3 文字目、 2 5 行目、 2 6 行目 1 文字目ない
し 3 文字目及び 8 文字目ないし 4 7 文字目、 2 7 行目 1 文字目ないし 1
8 文字目及び 2 3 文字目ないし 2 9 文字目並びに 4 4 行目
- ク 2 6 枚目の 2 7 行目 4 文字目ないし 2 1 文字目、 3 6 行目 3 文字目な
いし 1 1 文字目及び 4 3 行目
- ケ 2 7 枚目の 1 行目 5 文字目ないし 3 0 文字目、 2 行目 8 文字目ないし
2 2 文字目、 1 0 行目 2 7 文字目ないし 4 2 文字目、 1 1 行目及び 2 4
行目
- コ 2 8 枚目の 3 3 行目 4 文字目ないし 1 7 文字目及び 4 0 行目
- サ 2 9 枚目の 1 5 行目 4 文字目ないし 3 9 文字目及び 4 0 行目
- シ 3 1 枚目の 9 行目 4 文字目ないし 1 3 文字目及び 3 8 行目
- ス 3 6 枚目の 1 0 行目 4 文字目ないし 2 9 文字目、 1 1 行目 1 文字目な
いし 5 文字目、 1 4 行目 8 文字目ないし 2 7 文字目及び 3 6 文字目ない
し 4 4 文字目、 1 5 行目 1 文字目ないし 2 5 文字目、 3 0 文字目ないし
3 6 文字目及び 4 3 文字目ないし 4 5 文字目、 1 6 行目 1 文字目ないし
3 7 文字目、 1 7 行目 2 0 文字目ないし 2 2 文字目及び 2 6 文字目ない
し 2 8 文字目並びに 3 9 行目
- セ 3 7 枚目の 2 8 行目 6 文字目ないし 1 9 文字目及び 2 4 文字目ないし
3 8 文字目、 2 9 行目 1 9 文字目ないし 2 9 文字目及び 3 4 文字目ない
し 3 8 文字目、 3 1 行目 5 文字目ないし 2 7 文字目、 4 0 行目 2 0 文字

- 目ないし26文字目並びに41行目
- ソ 42枚目の23行目3文字目ないし11文字目, 24行目4文字目ないし14文字目及び37行目
- タ 43枚目の2行目14文字目ないし42文字目, 3行目, 13行目4文字目ないし15文字目及び21文字目ないし40文字目, 14行目17文字目ないし42文字目, 15行目並びに43行目
- チ 46枚目の23行目4文字目ないし10文字目, 25行目9文字目ないし28文字目及び36文字目ないし39文字目, 26行目3文字目ないし36文字目, 27行目1文字目ないし16文字目及び20文字目ないし41文字目, 28行目8文字目ないし14文字目及び18文字目ないし27文字目並びに40行目
- ツ 52枚目の29行目2文字目ないし7文字目及び40行目
- テ 53枚目の2行目14文字目ないし30文字目, 3行目25文字目ないし29文字目及び36文字目ないし43文字目, 4行目1文字目ないし3文字目, 21行目3文字目ないし9文字目, 22行目4文字目ないし13文字目, 23行目2文字目ないし5文字目並びに38行目
- ト 54枚目の14行目5文字目ないし26文字目, 15行目44文字目ないし46文字目, 16行目1文字目ないし5文字目, 18行目13文字目ないし17文字目及び25文字目ないし35文字目並びに45行目
- ナ 63枚目の19行目4文字目ないし7文字目, 20行目12文字目ないし16文字目, 24行目5文字目ないし27文字目, 25行目14文字目ないし43文字目, 26行目1文字目ないし25文字目及び40行目
- ニ 66枚目の8行目12文字目ないし24文字目, 9行目21文字目ないし32文字目, 10行目1文字目ないし3文字目及び10文字目ないし18文字目, 11行目7文字目ないし36文字目, 14行目13文字目ないし15文字目及び18文字目ないし44文字目, 15行目1文字目ないし23文字目及び33文字目ないし43文字目, 16行目1文字目及び2文字目並びに37行目

【D i s k④ (DVD-RW5)】

「検査報告書配付簿 (特定金融機関)」との表題の下に記録された部分のうち次の部分

- ア 表の外側に記載されている文字及び記号
- イ 表中の最上段の欄に記載された文字及び記号のうち, 1行目1文字目ないし23文字目, 2行目1文字目ないし17文字目
- ウ 表中の二段目の欄に記載された項目名